

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

静岡労働局一般公示第 6 号

静岡地方最低賃金審議会は、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、静岡県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 8 月 26 日までに、静岡地方最低賃金審議会（静岡市葵区追手町 9 番 50 号静岡地方合同庁舎静岡労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 6 年 8 月 5 日

静岡労働局長 笹 正光

